相馬警察署（自転車対策重点地区・路線図）

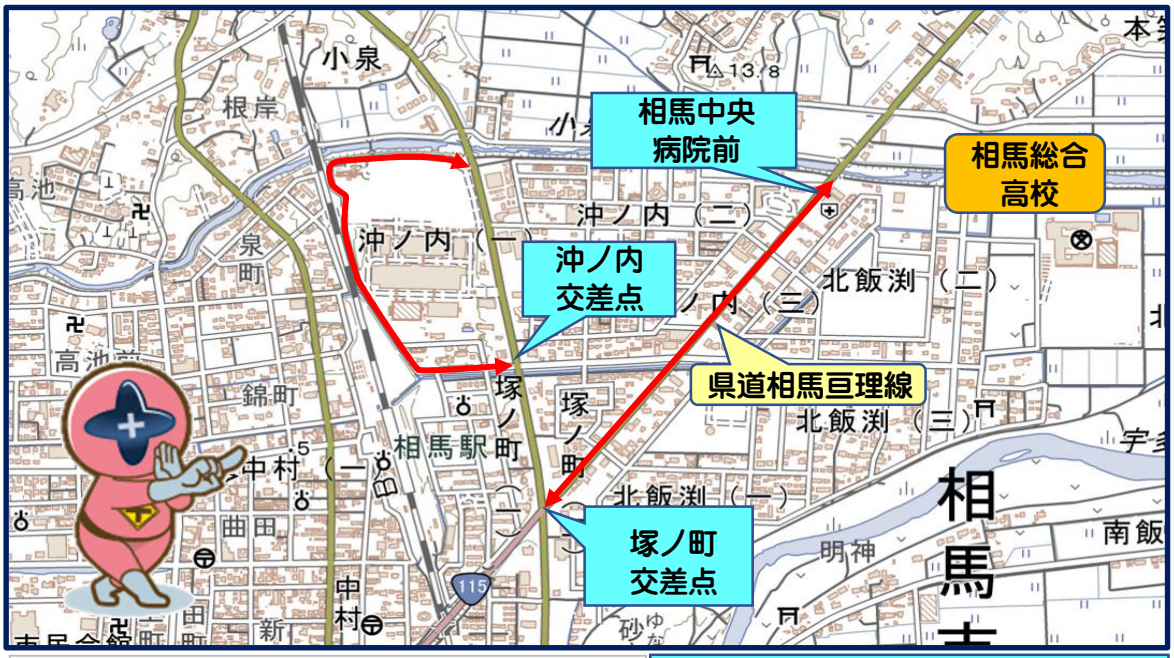

令和6年に相馬警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着　用	非着用	令和６年	令和５年
小学生	0　人	0　人	0　人	－	－
中学生	0　人	0　人	0　人	－	－
高校生	1　人	0　人	1　人	0%	－
一　般	0　人	0　人	0　人	－	0%
高齢者	2　人	2　人	0　人	100%	0%
合　計	3　人	2　人	1　人	67%	0%

～自転車安全利用五則～

1　車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止
　を守って、安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用

○選定理由
通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。

○普通自転車の通行方法について
自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。

○ヘルメットを被りましょう。
令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。
万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！